

令和 7 年度 市有財産一時貸付
(庁舎等自動販売機設置)

一般競争入札案内書

佐倉市資産経営部資産経営課

令和 7 年 9 月

この案内書には、入札の参加方法や入札物件について案内等を掲載しています。内容を熟読の上、入札にご参加ください。

なお、入札物件については、入札の前に現地及び関係する諸規制を必ずご確認ください。

＜開札までのスケジュール＞

入札公告	令和7年9月16日（火）
入札案内公開期間（ホームページ）	令和7年9月16日（火）～令和7年9月30日（火）
入札期間	令和7年9月16日（火）～令和7年9月30日（火） （郵送の場合は9月30日（火）必着）
開札	令和7年10月23日（木）

＜問い合わせ先＞

・ 物件について

〒285－8501
千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市 資産経営部 資産経営課（市庁舎1号館 管理棟2階）
電話 043－484－6110
FAX 043－484－1515

・ 入札手続きについて

〒285－8501
千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市 財政部 契約検査課（市庁舎1号館5階）
電話 043－484－6111
FAX 043－486－1919

※入札書等の提出先は、契約検査課です。

【目 次】

〈入札案内〉

ページ

◆令和 7 年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）一般競争入札

一時貸付物件一覧	1
1. 事業の目的	2
2. 入札物件（一時貸付物件）	2
3. 入札参加資格	2
4. 契約上の主な条件	3
5. 入札期間等	5
6. 入札手続き	5
7. 入札保証金	6
8. 入札の無効	6
9. 開札	7
10. 落札者の決定等	7
11. 契約金額の決定	7
12. 契約の締結等	7
13. 契約保証金	7
14. 貸付料の納入	8
15. 自動販売機に係る電気料	8
16. 入札結果の公表	8
個別条件等、配置図	9

〈入札関係様式〉

◆各様式記載例	1 7
◆入札参加申込書〔様式 1〕	2 6
◆委任状〔様式 2〕	2 7
◆入札書〔様式 3〕	2 8
◆役員等名簿〔様式 4〕	2 9

〈契約書〉

◆令和 7 年度市有財産一時貸付契約書（案）	3 0
◆暴力団排除に関する特約	4 0

【一時貸付物件一覧】

設置 番号	上段：対象施設 下段：設置場所（貸付場 所）	所在地	貸付面積 上段：自販機 下段：回収ボックス	貸付 面積 (㎡)	台 数	設置 場所 区分	新規 入替 区分	種類	個別条件等 (詳細は9ページ以降 を参照)	上段：利用者・ 来館者数 下段：職員数 (R6年度)	販売実績 (R6年度 実績)	最低貸付料 (36か月の 総額)
1	佐倉市役所本庁舎 1号館1階①	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約202,000人 約800人	約11,000本	4,646,200円
2	佐倉市役所本庁舎 1号館1階②		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約202,000人 約800人	約8,900本	
3	佐倉市役所本庁舎 1号館2階①		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料		約202,000人 約800人	約4,000本	
4	佐倉市役所本庁舎 1号館2階②		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料		約202,000人 約800人	約6,200本	
5	佐倉市役所本庁舎 2号館1階①		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約202,000人 約800人	約4,300本	
6	佐倉市役所本庁舎 2号館1階②		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約202,000人 約800人	約8,600本	
7	佐倉市役所本庁舎 3号館1階		幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約202,000人 約800人	約4,600本	
8	中央公民館 1階	佐倉市錦木町198番地3	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約64,000人 10人	約7,100本	
9	弥富公民館 1階	佐倉市岩富町151番地	幅1.20m×奥行1.00m 幅0.45m×奥行0.60m	1.47	1台	屋内	入替	飲料	ユニバーサルデザイン	約11,500人 6人	約1,500本	
10	佐倉市民音楽ホール 1階	佐倉市王子台一丁目16番地	幅1.20m×奥行0.90m※ 幅0.45m×奥行0.60m	1.35	1台	屋内	入替	飲料	容器キャップ付、ビ ンは不可	約103,000人 18人	約8,300本	
11	武家屋敷 駐車場	佐倉市宮小路町57番地	幅1.20m×奥行1.10m 幅0.45m×奥行0.60m	1.59	1台	屋外	入替	飲料	外観色は茶系とする	約24,000人 3人	約3,600本	
12	佐倉市役所本庁舎 1号館1階	佐倉市海隣寺町97番地	幅2.00m×奥行0.90m (不要)	1.80	1台 以上	屋内	入替	物品		-	-	

○貸付面積には、放熱余地及び転倒防止器具等の付属設備を含みます。

※音楽ホール：本体（取出口部等も含む）の奥行は0.80m以内とします

○販売実績は参考値であり、売上を保証するものではありません。本庁舎利用者は、1号館1階総合案内で集計した数値です。

○飲料自動販売機は災害救助ペンダー対応とし、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入ができるようにしてください。

令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）一般競争入札

1. 事業の目的

施設の効用を高め、施設利用者等の利便性の向上を図るため、飲料等自動販売機設置場所の一時貸付を行います。なお、物品自動販売機設置については、障害福祉サービス事業所に係る事業の理解促進を図ることを主な目的として実施します。

2. 入札物件（一時貸付物件）

入札物件（一時貸付物件）は、1 ページ「一時貸付物件一覧」のとおりです。また、自動販売機の個別条件等、配置図は9 ページ以降に記載しています。

なお、案内書に記載された物件内容が現況と異なる場合は、現況を優先します。

3. 入札参加資格

- (1) 個人にあつては満18歳以上の者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当しない者又は当該事実があつた日から3年以上経過している者
- (4) 法人税（個人にあつては所得税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 佐倉市内に本社、本店又は営業所を有する者にあつては、法人市民税（個人にあつては住民税）を滞納していない者
- (6) 官公庁又は民間企業において、直近2年に自ら飲料等自動販売機を設置し、運営した実績（現在履行中の実績も可とする。）を有している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）該当しない者
- (8) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者

なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直

- 接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

4. 契約上の主な条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで

(3) 一時貸付物件の用途等

一時貸付物件は、以下の用途に供するものとします。また、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス等の設置・運営に伴う工事費用、光熱水費等の費用は借受人の負担とします。

① 飲料自動販売機設置場所においては、飲料自動販売機の設置、管理及び運営

② 物品自動販売機設置場所においては、物品自動販売機の設置及び管理

(4) 禁止事項

① 一時貸付物件を上記4（3）以外の用途で使用することはできません。

② 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません（施設管理者が電気の供給のために工作物の設置の必要があると認める場合を除く。）。

③ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

④ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

⑤ 一時貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

(5) 資料の提出等

佐倉市（以下「貸付人」という。）が、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において必要があると認めるときは、貸付人は借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、借受人は必ず貸付人に協力しなければなりません。

(6) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。

返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(7) 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置については、次のとおりとさせていただきます。

① 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスが、使用可能な状態で常時設置されている

- こと。
- ② 設置する飲料自動販売機は、ヒートポンプ式及びノンフロン対応など、省電力・環境配慮型の機種とすること。
 - ③ 設置する飲料自動販売機は、災害救助ベンダー対応機種とすること。
 - ④ 設置する飲料自動販売機は、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入もできるようにすること。
 - ⑤ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス（飲料自動販売機のみ）を設置する。また、使用済み容器の回収ボックス本体に、空き缶・ペットボトル以外捨てない旨の標示を、目に付きやすい場所に張り付けること。設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。
 - ⑥ 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全対策に十分に配慮すること。
 - ⑦ 電気工事を必要とするときは施設管理者と協議して行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。
 - ⑧ 設置した自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
 - ⑨ 借受人は、設置するすべての飲料自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。
 - ⑩ 上記⑤の報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
 - ⑪ 自動販売機の広告パネル掲出部分、またはフロントアップパーサインについては、いずれかに貸付人の指定する広告物を掲出すること。なお、広告物の内容等については、契約締結後に貸付人と借受人双方の協議のうえ決定すること。
- （８）飲料自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。
- ① 販売品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）とすること。
 - ② 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。
 - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- （９）自動販売機及び販売品について、個別条件が付されているものは、その条件を履行してください。また、個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件契約とは別に、施設管理者と協議のうえ定めてください。
- （１０）飲料自動販売機の販売品の売価は、販売品目の希望小売価格以下とし、借受人により任意に設定してください。
- （１１）飲料自動販売機の販売品の補充のための搬入及び使用済み容器の回収は、次のとおりとしてください。
- ① 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者と協議すること。
 - ② 借受人は、使用済み容器を回収し、適正に処分すること。
- （１２）物品自動販売機は貸付人に使用させることとし、販売品の管理及び補充については、貸

付人が行います。

5. 入札期間等

- (1) 期 間 令和7年9月16日(火)～令和7年9月30日(火)(持参は土日祝を除く)
- (2) 時 間 午前8時30分～午後5時(正午から午後1時は除く)
- (3) 場 所 佐倉市役所財政部契約検査課(市庁舎1号館5階)
(〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地)
- (4) 入札方法 持参又は郵送
(簡易書留又は一般書留に限ります。令和7年9月30日(火) 必着)

6. 入札手続き

(1) 提出書類

提出書類		提出部数	
○入札参加申込書〔様式1〕 必要事項を記載し、印鑑証明書に登録された印を押印してください。 ※法人で支店・営業所等に委任される場合は、代理人使用印となります。 ○委任状（法人で支店・営業所等に委任する場合）〔様式2〕 ○入札書〔様式3〕 ※入札書に記載する入札金額は、貸付期間（36か月）の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）を記載してください。 なお、予定価格（最低貸付料）には消費税及び地方消費税に相当する額は含んでいません。		1部	
○印鑑証明書（法人については、代表者の印鑑証明書）			
法人の場合	○商業登記簿（履歴事項全部証明書） ○役員等名簿〔様式4〕 ○国税の納税証明書（その3の3） ※「法人税」並びに「消費税及び地方消費税」を滞納していない証明用を提出すること ○佐倉市内に本社又は営業所がある法人については、直近2年度分の法人市民税の納税証明書（各1部）※未納がないこと		※原本を提出
個人の場合	○住民票（マイナンバーの記載がないもの） ○国税の納税証明書（その3の2） ※「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用を提出すること ○佐倉市民の方については、直近2年度分の住民税の納税証明書（各1部）※未納がないこと		

○官公庁又は民間企業において、直近2年以内に自ら飲料等自動販売機を設置し、運営した実績がわかる書類（契約書等の写し）	1部 ※写しを提出
--	--------------

※「印鑑証明書」、「商業登記簿」、「納税証明書」、「住民票」は、いずれも発行後3か月以内のもの（複写したものは不可）を提出してください。

※各様式において、個人の場合は職名の記載は不要です。

（2）提出方法

上記書類を、入札期間中に契約検査課まで持参又は郵送（簡易書留又は一般書留の郵便方法に限り、令和7年9月30日（火）必着）にて提出してください。持参の場合、入札締切日の午後5時までに提出がない場合、受け付けできません。また、持参された方のお名前等を確認させていただきますので、ご了承ください。

＜提出にあたって＞

入札書のみを長形3号封筒に入れてのり付けしてください（25ページ参照）。

封緘した入札書在中封筒と、その他の提出書類を角形2号封筒に同封してご提出ください（24ページ参照）。

※提出書類は返却しません。

※貸付人が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

（3）提出書類の受付

提出書類に不備等がない場合、持参された方には、市の受付印を押印した入札参加申込書の写しをお渡しします。また、郵送の場合は、受付後、参加申込書〔様式1〕記載の住所に写しを返送します。

7. 入札保証金

入札保証金の納付は免除としますが、落札者が契約を締結しない場合には、契約金額（11. 契約金額の決定）の5%に相当する額を違約金として徴収します。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- （1）入札に参加する資格のない方の入札
- （2）2通以上の入札書を提出した方の入札
- （3）入札に関し、不正行為があった場合の入札
- （4）予定価格（最低貸付料）に達しない貸付料で入札した方の入札
- （5）入札書に記載した金額を訂正しているもの
- （6）その他指定した以外の方法により入札した場合

9. 開札

(1) 開札の日時及び場所

- ① 日時 令和7年10月23日(木) 午前9時50分から
- ② 場所 第1会議室(市本庁舎1号館6階)

(2) 開札方法

入札書の開札は、市の指定した入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。なお、開札は公開で行いますので、入札参加者及び入札参加者以外も自由に傍聴することができます。ただし、会場その他の事情により、傍聴人の数を制限する場合があります。

10. 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

有効な入札のうち、予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって入札した方を落札者として決定します。

(2) 複数の同価格者がいる場合

落札者となるべき同価格の入札者が2人以上いる場合は、開札後、指定する日時及び場所において、当該入札をした方のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、当該入札をした方のうちくじを引かない方がいるときは、これに代わって市の指定した当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。なお、再度の入札は行いません。

(3) 落札額の決定

入札書に記載された価格(貸付期間の総額)をもって落札額とします。

11. 契約金額の決定

落札額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切捨てます。)をもって契約金額(貸付料)とします。

12. 契約の締結等

落札者は、落札者決定の日から速やかに貸付人と令和7年度市有財産一時貸付契約(庁舎等自動販売機設置)(以下「本件契約」という。)を締結していただきます。あらかじめ13. 契約保証金に記載する契約保証金を納付の上、契約検査課までお越しいただくことになります。

その際に、今後の手続について、資産経営課においてご説明いたします。

13. 契約保証金

(1) 本件契約の締結にあたり、契約保証金として、契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)を納入していただきます。

(2) 契約保証金は、貸付物件の原状回復を確認後、借受人(落札者)の請求に基づき利息を付さずに返還します。

(3) 借受人(落札者)が本件契約上の義務を履行しないときは、貸付人は本件契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は貸付人に帰属することになります。

14. 貸付料の納入

貸付料については、貸付人が指定する日までに、貸付人が発行する納入通知書により納入してください。なお、当初の年度分の貸付料にあつては貸付期間の開始日から起算して30日以内、次年度以降の貸付料にあつては当該年度の4月末をそれぞれ納入期限の予定としています。

年度については、

令和7年度（令和7年12月1日から令和8年3月31日）、

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）、

令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日）

令和10年度（令和10年4月1日から令和10年11月30日）とします。

15. 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、貸付人が発行する納入通知書により、毎月当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、貸付人に納入していただきます。電気料の算定方法は次のとおりです。

【電気料金】

自動販売機に係る	子メーターが直結する親メーターによ	当該子メーターの表示
月額電気料金	＝ り計算される月額電気料金総額に対す	× する月間消費電力量
(円)	る電力1kwあたりの単価 (円/kw)	(kw)

16. 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、予定価格、落札金額、落札者、入札参加者数）を公表します。

個別条件等、配置図

設置 番号	上段：対象施設 下段：設置場所（貸付場所）	販売品目の形態	その他
1	佐倉市役所本庁舎 1号館1階①	缶、ペットボトル等の 密閉容器	ユニバーサルデザイン
2	佐倉市役所本庁舎 1号館1階②		
3	佐倉市役所本庁舎 1号館2階①	缶、ペットボトル等の 密閉容器	—
4	佐倉市役所本庁舎 1号館2階②		
5	佐倉市役所本庁舎 2号館1階①		ユニバーサルデザイン
6	佐倉市役所本庁舎 2号館1階②		
7	佐倉市役所本庁舎 3号館1階		
8	中央公民館 1階		
9	弥富公民館 1階		
10	佐倉ハーモニーホール （佐倉市民音楽ホール） 1階		容器キャップ付、ビンは不可
11	武家屋敷 駐車場		自動販売機の外観色は茶系と し、詳細は市と協議して決定
12	佐倉市役所本庁舎 1号館1階	物品 ※別表を参照	※別表を参照

※1 災害救助ベンダー対応としてください。

※2 3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入が出来るようにしてください。

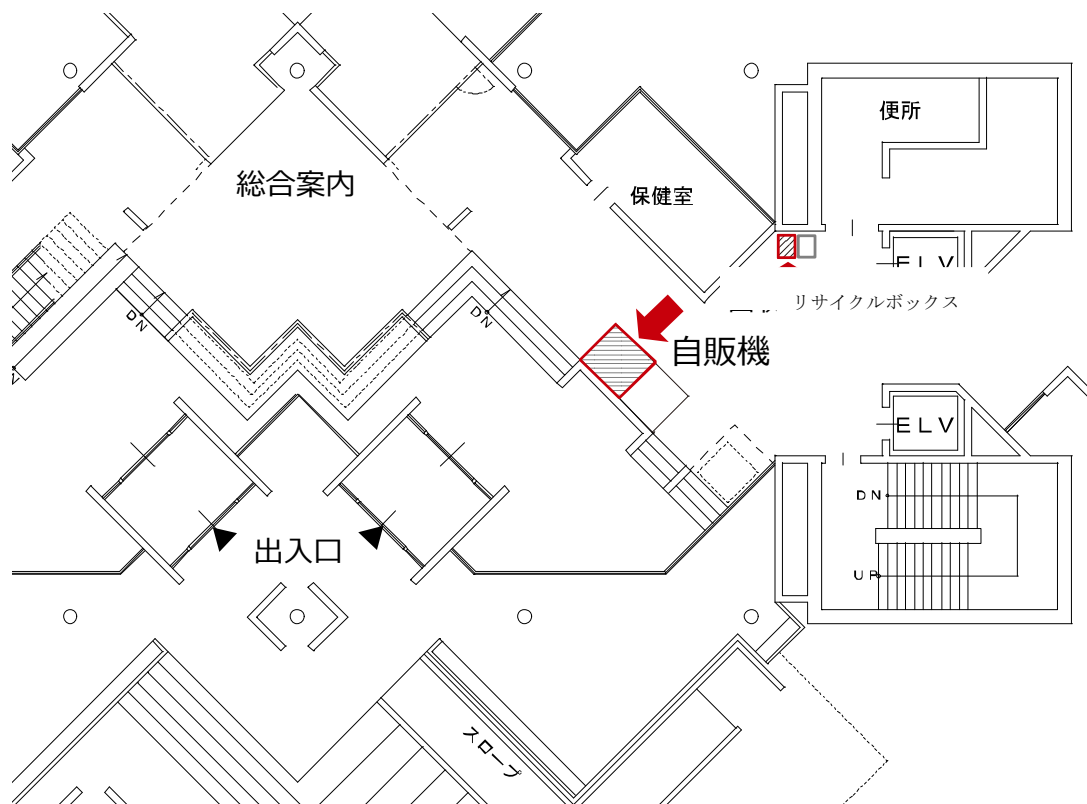
※ 別 表

項目	内容
形式	多目的自動販売機、常温ロッカータイプ
窓（ボックス）数	36 以上（本体 2 台以上の設置を想定）
ロッカー内寸	高さ 160～250mm、幅 220～250mm、奥行き 420～480 mm程度とする
使用硬貨	100 円硬貨を最低条件とする
つり銭機能	なくても可
価格設定	100 円～500 円（100 円単位）を最低条件とする
その他	個別価格設定機能 ロッカーの扉は、商品が見える透明窓とする
販売予定商品	野菜等の農産物、日用品など、障害福祉サービス事業所の作品等

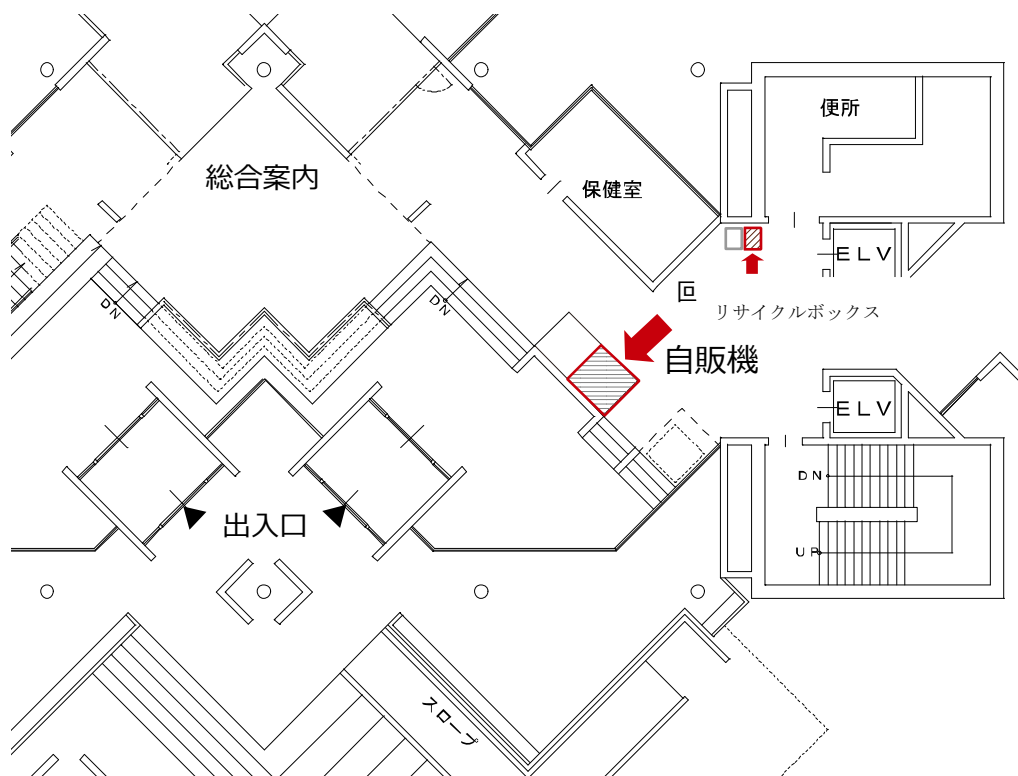
※佐倉市に使用させることとし、販売品の管理及び補充等については、佐倉市が行います。

※詳細については、協議とします。

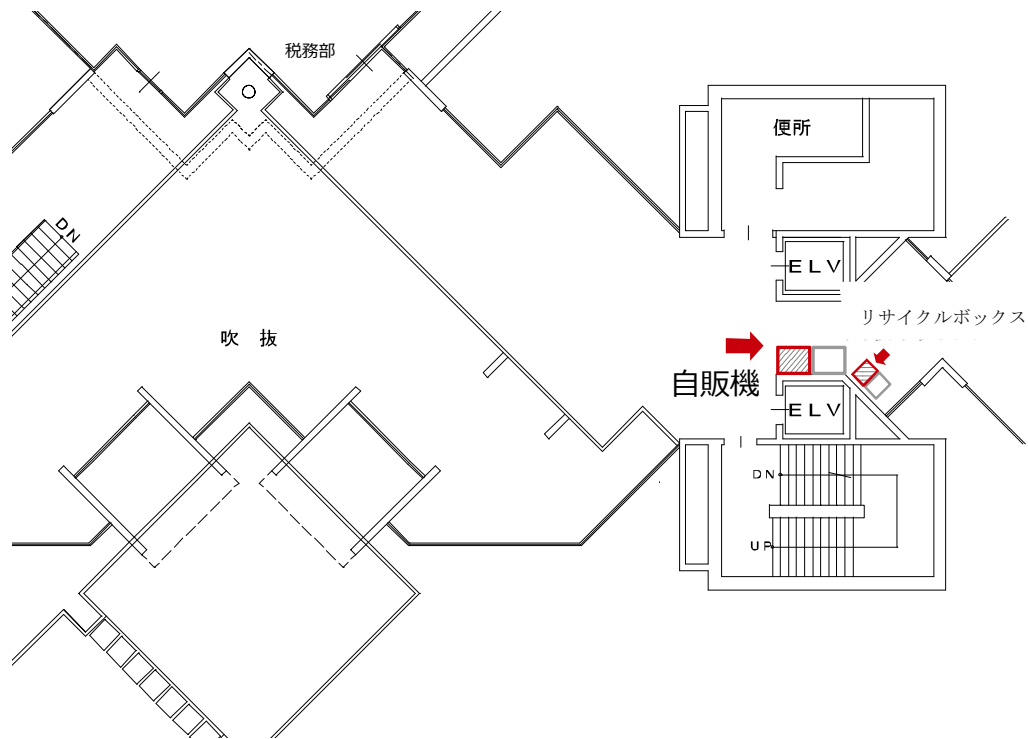
設置番号	佐倉市役所本庁舎
1	1号館1階①



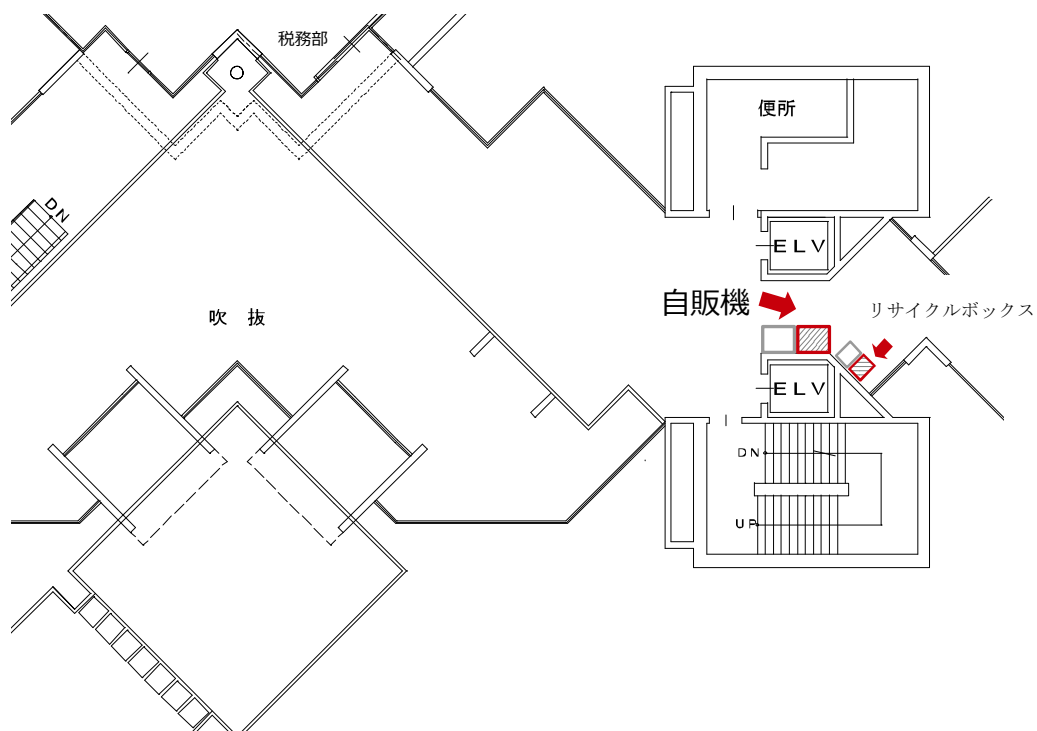
設置番号	佐倉市役所本庁舎
2	1号館1階②



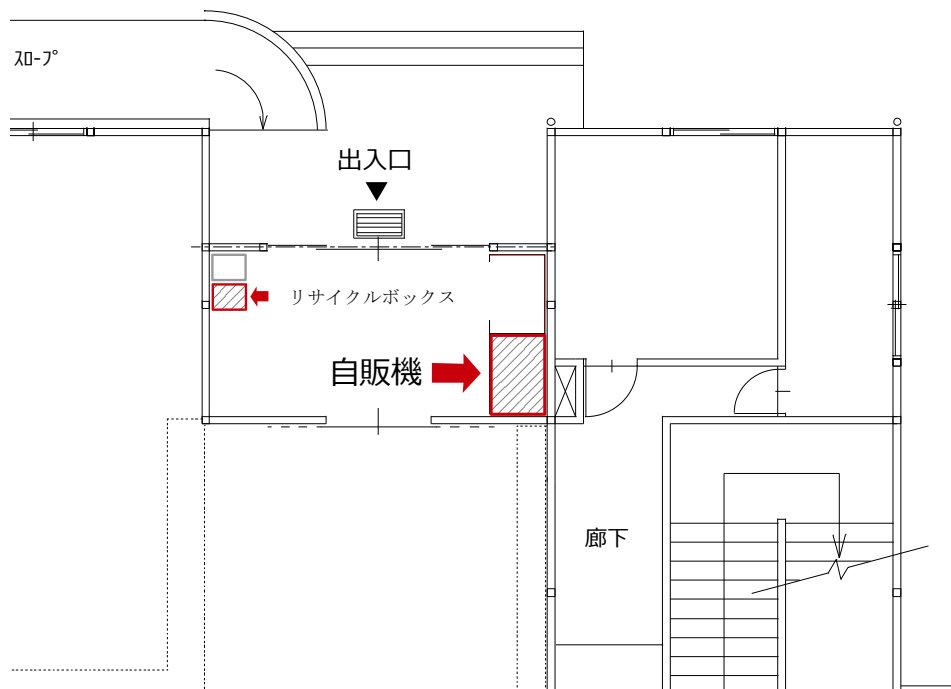
設置番号	佐倉市役所本庁舎
3	1号館2階①



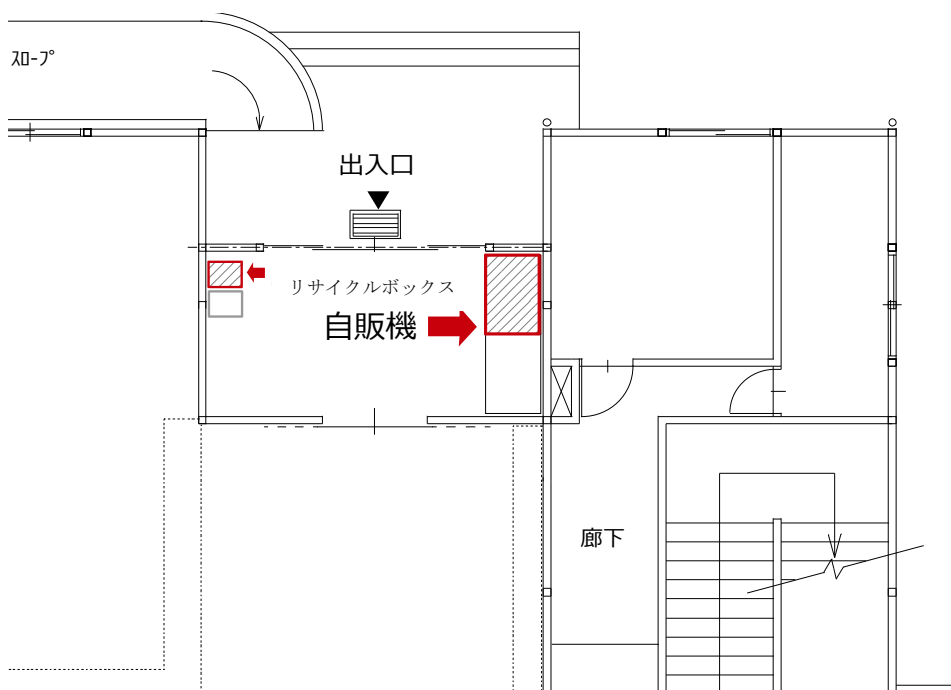
設置番号	佐倉市役所本庁舎
4	1号館2階②



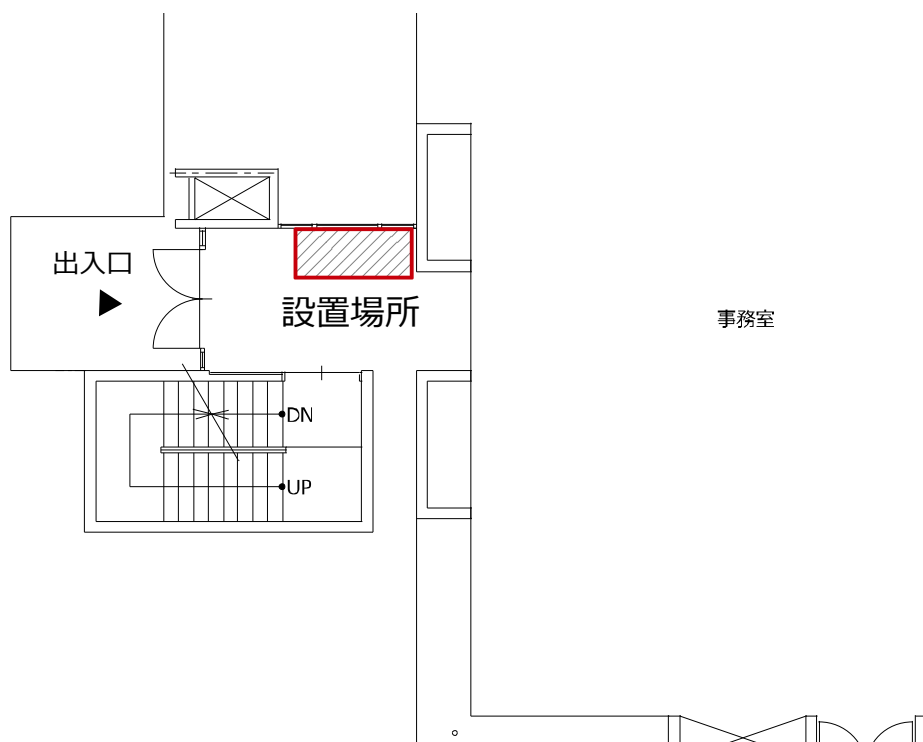
設置番号	佐倉市役所本庁舎
5	2号館1階①



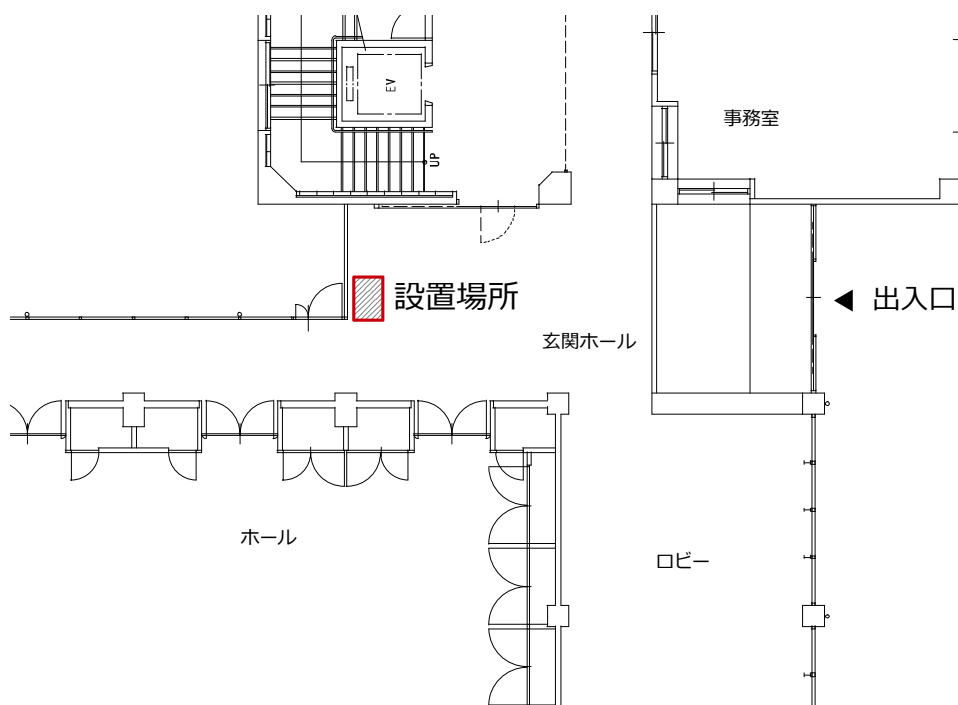
設置番号	佐倉市役所本庁舎
6	2号館1階②



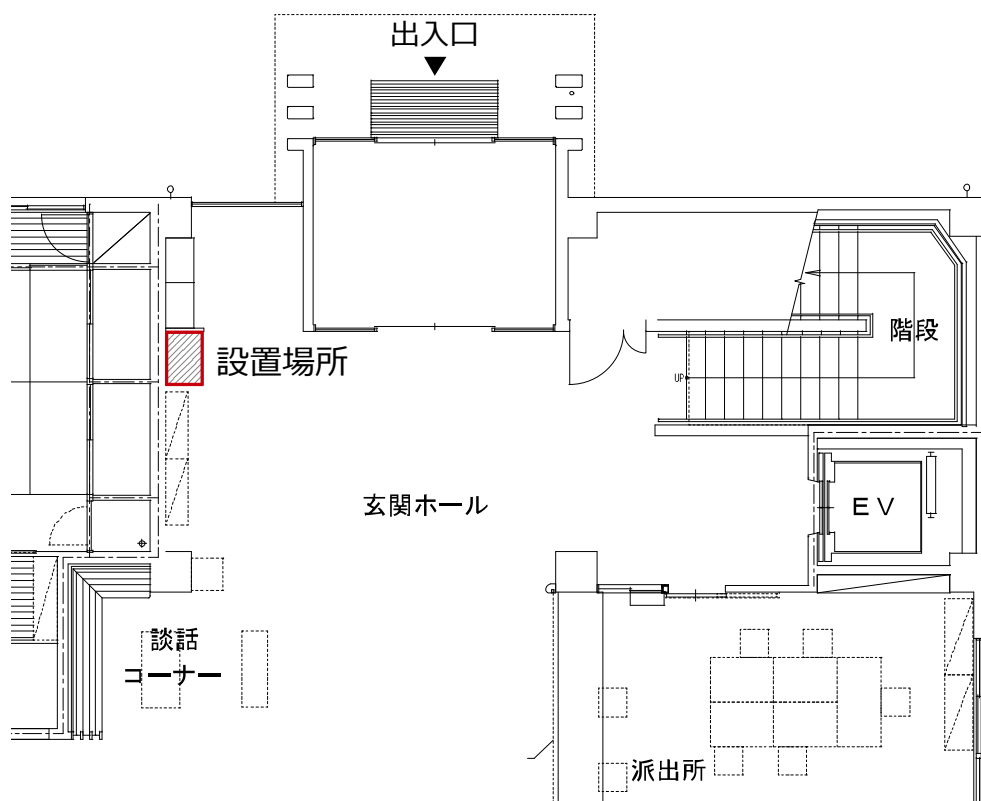
設置番号	佐倉市役所本庁舎
7	3号館1階



設置番号	中央公民館
8	1階



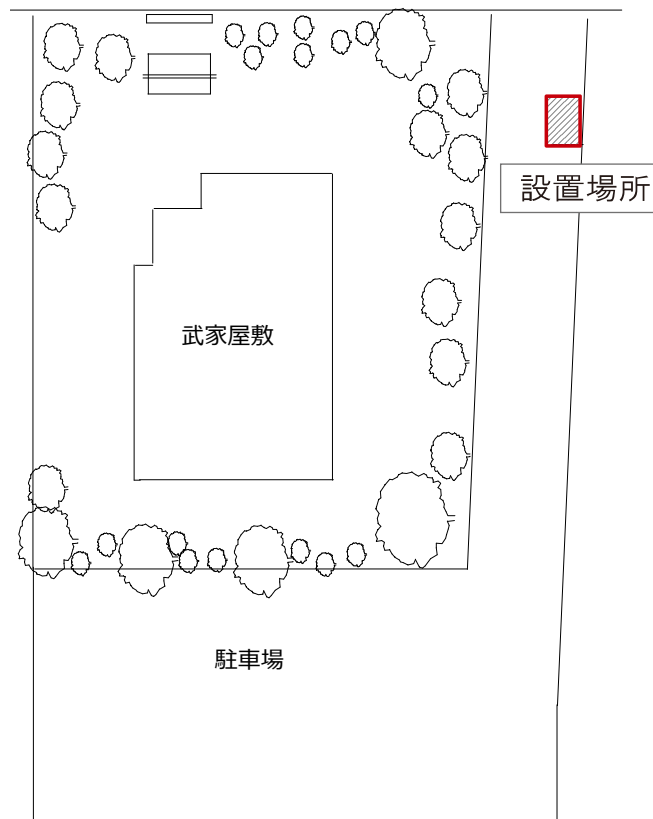
設置番号	弥富公民館
9	1階



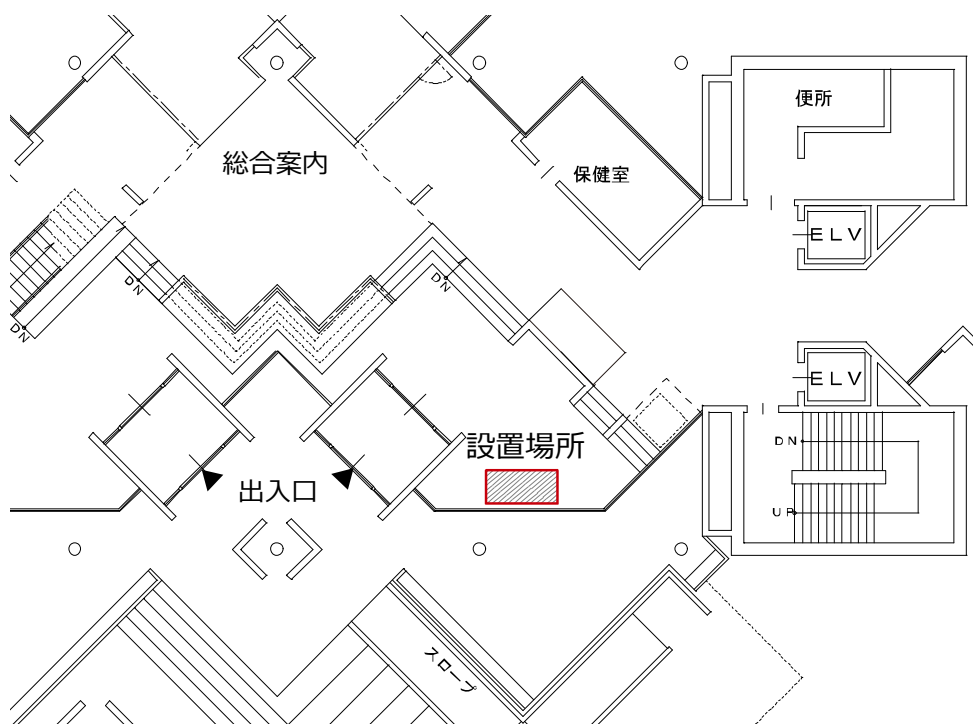
設置番号	佐倉ハーモニーホール (佐倉市民音楽ホール)
10	1階



設置番号	武家屋敷
11	駐車場



設置番号	佐倉市役所本庁舎
12	1号館1階



【記載例】

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

次ページの記載方法を参照の上、
記入してください。

入 札 者	住 所 (所在地)	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 及び職氏名	印		

令和 7 年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）の一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、入札参加申込みをいたします。

また、入札公告文中の一般競争入札参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、入札参加資格等の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に各種情報の照会をすることについて承諾します。

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

入札参加申込書の記載方法

＜書類の「入札者」欄は、下記を参考にご記入ください。＞

●個人で参加する場合

入 札 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	佐倉 太郎 (実印) 印		

●法人で参加する場合

入 札 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	〇〇〇〇株式会社 (実印※法人の代表者印) 代表取締役 佐倉 太郎 印		

●法人で支店・営業所等に委任して参加する場合

入 札 者	住 所 (所在地)	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	電話	(043) 484-1111
	(フリガナ) 氏名又は 商号及び 職氏名	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所 (委任状の代理人使用印) 営業所長 佐倉 太郎 印		

法人で支店・営業所等に委任する場合
に提出してください。

〔様式2〕

【記載例】

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

受任者 所在地又は住所
商号又は名称
職 氏 名

次ページの記載方法を参照の上、
記入してください。

代理人使用印

記

事業名 令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）

- （1）入札参加申し込み及び入札に関する一切の権限
- （2）契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- （3）契約代金の支払いに関する一切の権限

支店・営業所等に委任する場合、上記（1）～（3）は、
全て受任者の名義（権限）となります

委任者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

次ページの記載方法を参照の上、
記入してください。

実 印

令和 年 月 日

（宛先）佐倉市長 西田 三十五

（注）1. 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

委任状記載方法

所在地又は住所	佐倉市海隣寺町 9 7 番地
受任者 商号又は名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所
職 氏 名	営業所長 佐倉 太郎 ㊟
所在地又は住所	佐倉市海隣寺町 9 7 番地
委任者 商号又は名称	〇〇〇〇株式会社
職 氏 名	代表取締役 佐倉 太郎 ㊟
	(実印※法人の代表者印)

(注) 入札者が法人で、その従業員が入札書等の持参を行う場合は、代理人をたてる必要はありません。

【記載例】

日付は、入札書作成日を記入してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

次ページの記載方法を参照の上、
記入してください。

入札者 住所（所在地）
氏名又は商号名称
及び職氏名

印

事業名 令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）

地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額

千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
¥	2	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

2. 入札金額は、貸付期間（36か月）の総額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

3. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

入札書の記載方法

＜書類の「入札者」欄は、下記を参考にご記入ください。＞

●個人で入札

入札者	住所（所在地）	佐倉市海隣寺町 9 7 番地
	氏名又は商号名称	
	及び職氏名	佐倉 太郎 ㊤（実印）

●法人で入札

入札者	住所（所在地）	佐倉市海隣寺町 9 7 番地
	氏名又は商号名称	〇〇〇〇株式会社
	及び職氏名	代表取締役 佐倉 太郎 ㊤ （実印※法人の代表者印）

●法人で支店・営業所等に委任して入札

入札者	住所（所在地）	佐倉市海隣寺町 9 7 番地
	氏名又は商号名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇営業所
	及び職氏名	営業所長 佐倉 太郎 ㊤ （委任状の代理人使用印）

（注）住所氏名等は、印鑑証明書又は委任状に記載したとおりに記入してください。
省略したり誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。

役員等が 10 名以上いる場合は、本紙をあらかじめコピーのうえ、記載してください。
その際には、全枚数がわかるように全枚数と何枚目かを必ず記載してください。

(1 枚目/全 1 枚)

【記載例】

役 員 等 名 簿

商号又は名称 (カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	住所	役職
				元	年	月	日			
コウウザ インカブシカイシャ	公有財産株式会社	サクラ タロウ	佐倉 太郎	S	24	8	15	M	千葉県佐倉市海隣寺町 9 7 番地	代表取締役
〃	〃	サクラ ハナコ	佐倉 花子	S	34	2	4	F	千葉県佐倉市海隣寺町 9 7 番地	取締役

「(株)」などに略せず記載してください。

大正:T
昭和:S
平成:H
で記載してください。

男性:M
女性:F
で記載してください。

都道府県から記載してください。

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和●●年●●月●●日

◎全部事項証明書に記載された支店及び営業所等の長も記載してください。

◎支店等に委任している場合についても、委任者名で記名押印をお願いします。

所在地 千葉県佐倉市海隣寺町 9 7 番地
商号名称 公有財産株式会社
及び代表者氏名 代表取締役 佐倉 太郎

印

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

申込書等封筒記載例

持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、「簡易書留」又は「一般書留」の郵便方法で郵送してください。（令和7年9月30日必着）

<表>

2	8	5	8	5	0	1	佐倉市海隣寺町九七番地
							佐倉市役所 契約検査課 行
							令和7年度市有財産一時貸付
							(庁舎等自動販売機設置)
切手							一般競争入札 参加申込書等在中
簡易書留又は一般書留							

<裏>

	住所又は所在地	
	氏名又は商号名称	

（注）郵便の料金、郵送の手続方法その他については、必ず入札者自身の責任において郵便局などで確認の上、郵送してください。

入札書提出用封筒記載例

<表>

入 札 書 提 出 用	
(宛先) 佐倉市長 西田 三十五	
入札書在中	
事業名 令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）	
令和 年 月 日	
※のり付けし、封をしてください。	

<裏>

開 札 日 時		令和7年10月23日 午前9時50分	
住 所 又 は 所 在 地			
氏名又は商号名称			

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

入 札 者	住 所 (所在地)	〒	電話	() -
	(フリガナ) 氏名又は商号 及び職氏名	印		

令和 7 年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）の一般競争入札に参加したく、地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、入札参加申込みをいたします。

また、入札公告文中の一般競争入札参加資格の事項並びに当該書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

なお、入札参加資格等の確認をするため、佐倉市が千葉県警察本部に各種情報の照会をすることについて承諾します。

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。

所在地又は住所
受任者 商号又は名称
職 氏 名

代理人使用印



記

事業名 令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）

- (1) 入札参加申し込み及び入札に関する一切の権限
- (2) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- (3) 契約代金の支払いに関する一切の権限

所在地又は住所
委任者 商号又は名称
代表者 職 氏 名

実 印



令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長 西田 三十五

(注) 1. 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

入札書

令和 年 月 日

(宛先)佐倉市長 西田 三十五

入札者 住所（所在地）
氏名又は商号名称
及び職氏名

印

事業名 令和7年度市有財産一時貸付（庁舎等自動販売機設置）

地方自治法、同法施行令及び佐倉市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

入札金額

千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

(注) 1. 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑（法人の場合は、法人の代表者印）とすること。ただし、法人で支店・営業所等に委任する場合は、委任状に押印された代理人の使用印を押印すること。

2. 入札金額は、貸付期間(36か月)の総額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)を記載すること。なお、金額の数字は、算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

役 員 等 名 簿

商号又は名称 (カナ)	商号又は名称 (漢字)	氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	住所	役職
				元号	年	月	日			

注意：法人である場合には、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を記載すること。

現在における当法人（当団体）の役員等名簿に相違ありません。

令和 年 月 日

所 在 地
商 号 名 称
及び代表者氏名

印

(注) 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

市有財産一時貸付(庁舎等自動販売機設置)契約書(案)

1. 件 名 令和7年度市有財産一時貸付(庁舎等自動販売機設置)
2. 貸 付 場 所 佐倉市役所本庁舎1号館1階 外11か所
3. 契約金額(貸付料) 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
消費税10%対象 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4. 貸 付 期 間 令和7年12月1日 から 令和10年11月30日 まで
5. 契 約 保 証 金 金 円(契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)の額)

上記の一時貸付物件について、貸付人と借り受け人とは、一時貸付契約約款により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人借受人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人	住 所 又 は 所 在 地	千葉県佐倉市海隣寺町97番地
	商 号 又 は 名 称	佐倉市
	代 表 者 名 又 は 氏 名	市 長 西 田 三 十 五 印
	登 録 番 号	T8000020122122

借受人	住 所 又 は 所 在 地	
	商 号 又 は 名 称	
	代 表 者 名 又 は 氏 名	印

一時貸付契約約款

(総則)

- 第1条 貸付人及び借受人は、標記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、別添の一時貸付物件一覧表、個別条件等、配置図等（以下「一時貸付物件一覧等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 貸付人は、一時貸付物件一覧等記載の物件（以下「一時貸付物件」という。）を契約書記載の貸付期間、一時貸付物件一覧等に従い借受人に貸付けるものとし、借受人は、その貸付料を貸付人に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から頭書の貸付期間（以下「貸付期間」という。）の末日までの間をいう。
- 4 借受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して貸付人借受人間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び一時貸付物件一覧等における期間の定めについては、この契約書又は一時貸付物件一覧等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、貸付人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(一時貸付物件の用途等)

- 第2条 借受人は、自ら一時貸付物件において、飲料及び物品自動販売機の設置及び管理並びに飲料自動販売機の運営（以下「自動販売機設置運営事業」という。）を行うものとする。なお、物品自動販売機については、貸付人が指定するものに使用させ、販売品の管理、補充、代金回収を行うこととする。
- 2 借受人は、一時貸付物件を自動販売機設置運営事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。
- 3 借受人は、自動販売機設置運営事業に必要な設置費、維持管理費その他費用を自ら負担し、次の各号に定める事項を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。
- (1) 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスの設置
- ア 自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスが、使用可能な状態で常時設置されていること。
- イ 設置する飲料自動販売機は、ヒートポンプ式及びノンフロン対応など、省電力・環境配慮型の機種とすること。
- ウ 設置する飲料自動販売機は、災害救助ベンダー対応機種とすること。
- エ 飲料自動販売機は、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入もできるようにすること。

オ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び使用済み容器の回収ボックス（飲料自動販売機のみ）を設置する。また、使用済み容器の回収ボックス本体に、空き缶・ペットボトル以外捨てない旨の標示を、目に付きやすい場所に張り付けること。設置後は、その完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

カ 自動販売機の設置にあたっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全対策に十分に配慮すること。

キ 電気工事を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その完了した旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

ク 設置した自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。

ケ オの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

コ 自動販売機の広告パネル掲出部分またはフロントアップサインについては、いずれかに貸付人の指定する広告物を掲出すること。なお、広告物の内容等については、契約締結後に貸付人と借受人双方の協議のうえ決定すること。

（２）飲料自動販売機の販売品

ア 販売品は飲料（酒税法（昭和２８年法律第６号）第２条による酒類又はその類似品を除く。）とすること。

イ 販売品の維持管理及び補充は、借受人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

（３）自動販売機及び販売品の個別条件

ア 自動販売機の仕様又は販売品について個別条件が付されているものは、その条件を履行すること。

イ 個別条件が付されている自動販売機又は販売品の取扱いについて必要な事項は、本件契約とは別に、施設管理者と協議して定めること。

（４）飲料自動販売機の販売品の売価

販売品の売価は、販売品目の希望小売価格以下で、借受人が任意に設定できる。

（５）飲料自動販売機の販売品補充及び飲料容器等の回収

ア 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

イ 施設管理者の指示に従い、容器等を回収し、適正に処分すること。

（貸付料）

第３条 貸付料の支払いは、次の各号のとおりとする。

（１）借受人は、別紙「納入通知額一覧表」において、納入年度の欄の区分に応じ納入通知額の欄に記載する貸付料を、貸付人が発行する納入通知書により、貸付人が指定する期日までに納入しなければならない。

（２）貸付人は、第１８条第１項及び第１９条第１項（第４号を除く。）に掲げる事由により本件契約を解除したとは、既納の貸付料を借受人に返還しない。

(3) 貸付人は、第19条第1項第4号に掲げる事由により本件契約の全部又は一部を解除したときは、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付料を借受人に返還するものとする。

(貸付料の改定)

第4条 貸付人は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、借受人に対して貸付料の増額を請求することができる。

(飲料自動販売機に係る電気料)

第5条 借受人は、一時貸付物件に設置した飲料自動販売機による電気使用量を計るため、子メーターを設置するものとする。

2 借受人は、飲料自動販売機に係る電気料について、貸付人が月を単位として発行する納入通知書により、次の計算式で定めるところにより算出する額を、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに貸付人に納入しなければならない。

<計算式>

電気料（月額（円未満切捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝

（子メーターが直結する親メーターにより計算される月額電気料金に対する電力1kwあたりの単価）×（当該子メーターの表示する月額消費電力量）

(貸付料の延滞料)

第6条 借受人は、第3条第1号の納入期限日までに貸付料を納入しないときは、当該納入期限日の翌日から納入した日までの日数に応じ、その納入しない貸付料に、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、又は当該金額が500円未満であるときは、その端数金額又は当該金額を切り捨てる。）を延滞料として、貸付人の発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

(充当)

第7条 貸付人は、借受人が納入した金額をその名目いかんにかかわらず、何ら催告なしに、債務不履行の延滞料、契約保証金、貸付料の順で当該債務不履行の弁済に充当する。

2 貸付人は、前項の規定により借受人が納入した金額を債務不履行の弁済に充当したときは、弁済充当日、弁済充当額等について、借受人に書面により通知するものとし、借受人は、その通知を受けた日から30日以内に、貸付人の発行する納入通知書により、当該充当される前の名目とした債務履行額の不足額を追加納入しなければならない。

3 借受人は、納入した貸付料に前項の不足額が生じるときは、同項の納入期限日にかかわらず、当該不足額を前条のその納入しない貸付料の額とみなし、同条の規定を適用して計算する延滞料を貸付人に納入しなければならない。

(契約保証金)

第8条 借受人は、本件契約の締結と同時に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）として頭書記載の契約金額（貸付料）の10分の1以上（円未満切上げ）を貸付人の発行する納入通知書により、貸付人に納入しなければならない。

2 第4条の規定により貸付料が増額された場合の契約保証金は、貸付料の増額と同様の割合で、貸付料増額の日から改正されるものとし、借受人は、増額後の契約保証金の額（円未満切上げ）と従前の契約保証金の額との差額を、貸付人の発行する納入通知書により、当該増額の日から30日以内に貸付人に納入しなければならない。

3 貸付人は、本件契約の終了後、借受人の第21条第1項に規定する義務の履行（ただし書を適用する場合を含み、第2号を適用する場合は第19条第1項第4号に該当するときに限る。）を確認したときは、借受人の請求により遅滞なく納入されている契約保証金を借受人に返還する。

4 契約保証金には、利息を付さない。

5 貸付人が第18条第1項及び第19条第1項（第4号を除く。）の規定により本件契約を解除したとき、又は借受人が第21条第1項の義務を履行しないときは、契約保証金は貸付人に帰属する。

6 借受人は、前項の規定による本件契約の解除に伴い契約保証金を貸付人に帰属させたことに対して、一切の異議申立て等を行うことができない。

7 借受人は、貸付人に対する契約保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金の返還請求権に担保を設定してはならない。

(一時貸付物件の引渡し)

第9条 貸付人は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で借受人に引き渡す。

2 前項の引渡しは、貸付人の立会いの上で行うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 借受人は、本件契約の締結後、一時貸付物件が規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約の内容に適合しないことを発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減額の請求、損害賠償の請求を行うことができない。

(禁止事項)

第11条 借受人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること、又は工作物を設置すること。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行うこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- (5) 自動販売機の販売品に酒類又はその類似品を入れること。

2 借受人は、前項の規定にかかわらず、電気の供給のために必要があると施設管理者が認めるときは、一時貸付物件に工作物を設置することができる。

(修繕義務)

第12条 借受人の責めに帰する事由以外の事由により一時貸付物件の修繕を要するときは、貸付人借受人協議してその経費の負担を決定するものとする。

(滅失又はき損の通知)

第13条 借受人は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに貸付人にその状況を通知しなければならない。

(滅失又はき損の原状回復)

第14条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件を滅失し、又はき損したときは、借受人の負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第15条 借受人は、善良なる管理者としての注意をもって一時貸付物件の維持保全（貸付人借受人協議して定める事項を除く。）に努めなければならない。

2 借受人は、前項の注意を怠る等その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、貸付人が借受人に代わってその賠償の責めを果たした場合には、貸付人は借受人に求償することができる。

(資料の提出等)

第16条 貸付人は、必要に応じて、借受人の設置した自動販売機の販売数量及び売上金額について、資料の提出又は報告を求めることができる。なお、提出又は報告を受けた販売数量等については、必要に応じて貸付人が公表できるものとする。

2 貸付人は、債権の保全上必要があると認めるとき、又は第三者に一時貸付物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、その参考となるべき資料の提出又は報告を借受人に求めることができる。

3 借受人は、貸付人から同条の規定による請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

(違約金)

第17条 借受人は、貸付期間中に、第2条、第11条及び第15条に規定する義務に違反したときは、頭書記載の契約金額（貸付料）の100分の10に相当する額（円未満切捨て）を違約金として貸付人に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第20条又は第22条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(貸付人の催告による解除権)

第18条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であ

るときは、この限りではない。

- (1) 借受人が納入期限後3か月以上貸付料の支払いを怠ったとき。
- (2) 借受人が第11条に規定する禁止事項に違反したとき。
- (3) 借受人が本件契約に定める義務を履行しないとき。

(貸付人の催告によらない解除権)

第19条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 借受人の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して虚偽があったとき。
- (2) 借受人が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、借受人の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（借受人の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
- (3) 借受人の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 貸付人において、公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするとき。
- (5) 借受人が次に挙げる項目のいずれかに該当すると認められるとき。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(解除権の行使に伴う損害賠償等)

第20条 貸付人は、第18条第1項及び第19条第1項（第4号を除く。）に規定する解除権の行使に伴い、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に損害があるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 2 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の負担した契約の費用を償還しない。
- 3 貸付人は、解除権を行使したときは、借受人の支払った違約金及び一時貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を償還しない。
- 4 借受人は、貸付人の解除権の行使に伴い発生した損失について、貸付人にその補償を請求することはできない。
- 5 第2項から前項までの規定は、第19条第1項第4号に該当する場合は適用しないものとする。

(一時貸付物件の返還)

第21条 借受人は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、一時貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(1) 貸付期間の満了による場合 貸付期間の満了の日

(2) 前条の規定により貸付人が本件契約を解除する場合 貸付人の指定する日

2 前項の返還は、貸付人の立会いの上で行うものとする。

3 貸付人は、借受人が第1項に規定する義務を履行しないときは、借受人が設置する自動販売機を移設し、事務管理をすることができるものとする。この場合において、借受人は、第8条第5項の規定により貸付人の帰属とする契約保証金の額を超えて貸付人に費用が生じるときは、その超えた費用を貸付人に支払わなければならない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合において、貸付人が負担して原状に回復したときは、当該滅失し、又はき損したことによる損害に相当する金額その他費用等を損害賠償として貸付人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 借受人は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを貸付人に請求し得ないものとする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

(住所等の変更の届出)

第25条 借受人は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに貸付人に届け出るものとする。

(自動販売機の利用者等への対応)

第26条 借受人は、自動販売機設置運営事業により発生するトラブル、苦情等について一切の責任を持って解決する。

(自動販売機等の移設)

第27条 借受人は、一時貸付物件のある施設内の事務室の配置変更、その他施設管理上の事情等により、施設管理者が指定した位置を変更せざるを得ないとの貸付人の判断に基づき、貸付人から自動販売機又は使用済み容器の回収ボックスの移設について請求を受けたときは、借受人の負担により、施設管理者が新たに指定する位置に当該自動販売機、使用済み容器の回収ボックスを移設しなければならない。

(疑義の決定)

第28条 本件契約に関し疑義のあるとき、又は定めのない事項があるときは、貸付人借受人協議の上、その内容を決定する。

一時貸付物件一覧表

設置 番号	対象施設	設置場所 (貸付場所)	所在地	貸付面積	
				上段：自販機部分	下段：リサイクルボックス
1	佐倉市役所 本庁舎	1号館 1階①	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
2	佐倉市役所 本庁舎	1号館 1階②	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
3	佐倉市役所 本庁舎	1号館 2階①	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
4	佐倉市役所 本庁舎	1号館 2階②	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
5	佐倉市役所 本庁舎	2号館 1階①	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
6	佐倉市役所 本庁舎	2号館 1階②	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
7	佐倉市役所 本庁舎	3号館 1階	佐倉市海隣寺町97番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
8	中央公民館	1階	佐倉市鎭木町198番地 3	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
9	弥富公民館	1階	佐倉市岩富町151番地	幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.00m	幅0.45m×奥行0.60m
10	佐倉ハーモニーホール (佐倉市民音楽ホール)	1階	佐倉市王子台一丁目16 番地	幅1.20m×奥行0.90m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行0.90m	幅0.45m×奥行0.60m
11	武家屋敷	駐車場	佐倉市宮小路町57番地	幅1.20m×奥行1.10m	幅0.45m×奥行0.60m
				幅1.20m×奥行1.10m	幅0.45m×奥行0.60m
12	佐倉市役所 本庁舎	1号館 1階	佐倉市海隣寺町97番地	幅2.00m×奥行0.90m	—
				幅2.00m×奥行0.90m	—

※設置番号1から2、5から9については、ユニバーサルデザイン対応機種とすること。

※設置番号12以外については、災害救助ベンダー対応とすること。

※設置番号12以外については、3種類以上の電子マネー（交通系含む）での購入も可能とすること。

※設置番号12は佐倉市に使用させることとし、販売品の管理及び補充については、佐倉市が行う。

納入通知額一覧表

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	計
貸付料 (税抜)	円	円	円	円	円
消費税及び 地方消費税	円	円	円	円	円
端数調整額	—	—	—	円	円
貸付料 (税込)	円	円	円	円	円

※税率10%対象。各年度の1円未満の端数は切捨てとし、最終年度の支払い時に端数調整額を加算するものとする。

暴力団排除に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(関係機関への照会)

第2条 佐倉市（以下「発注者」という。）は、契約からの暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2 条に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方（以下「受注者」という。）に対して、受注者又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請事業者等」という。）の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を管轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第3条 受注者は、自らが、又は下請事業者等が、暴力団又は暴力団員から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、発注者及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

(遵守義務違反)

第4条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。